

第 1 回奈良地方労働審議会
最低工賃専門部会
議事要旨

開 催 日 時	令和 6 年 2 月 1 6 日（火曜日） 午前 1 0 時 0 3 分 ～ 午後 1 時 2 9 分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席 3名	定数 3名
	労働者を代表する委員	出席 3名	定数 3名
	使用者を代表する委員	出席 3名	定数 3名
主 要 議 題	靴下製造業最低工賃の審議（改正審議）について		
議 事 要 旨	<p>1. 部会長に井川委員、同代理に深水委員が選出された。</p> <p>2. 最低工賃専門部会の運営規程及び傍聴規程が新しく策定された。</p> <p>3. 委託者、家内労働者からの意見聴取結果について説明が行われた。</p> <p>4. 最低工賃改正審議（個別審議）が行われ、委託者代表、家内労働者代表より以下の主張があった。</p> <p>（委託者代表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者物価上昇率（約 10.7%）と（実態調査により判明した現最低工賃の最安値を比較して、いずれか低い方を最低工賃とすることを求めたい。 ・ 法律の裏付けがある最低額を決定するのであるから、比較して低い方を最低額とすることで足りると考える。 <p>（家内労働者代表）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物価高騰を考えれば、引上げ幅について消費者物価指数上昇分（平成 10 年比約 10.7%）は下回ることはできないのではないか。 ・ 前回（令和 2 年度）の家内労働部会からの消費者物価指数上昇分の引上げ（8.0%）とする考えも選択肢としてはある。 ・ （廉価の外国製のシェアが高い）靴下製造業の厳しい現状や工賃が家内労働者の主たる収入ではないことを背景に、小幅な引上げにとどめたい委託者側の考えは理解できる。しかし、物価が高騰しており、長年据置が続いている靴下製造業だけが賃上げから取り残されるのは容認できない。 ・ 相応の工賃引上げを目指す一方で、引上げにより委託業務そのものを失うことがあっては本末転倒であるとも考えている。 <p>5. 個別審議では合意に至らなかったため、今後、「関係者からの意見聴取」を最低工賃に係る業務を委託するできるだけ多くの委託者に追加調査を行うこととし、その調査結果をもとに、改めて日程調整の上、部会を開催することとなった。</p>		